

工事一時中止に係るガイドライン

令和2年8月 策定

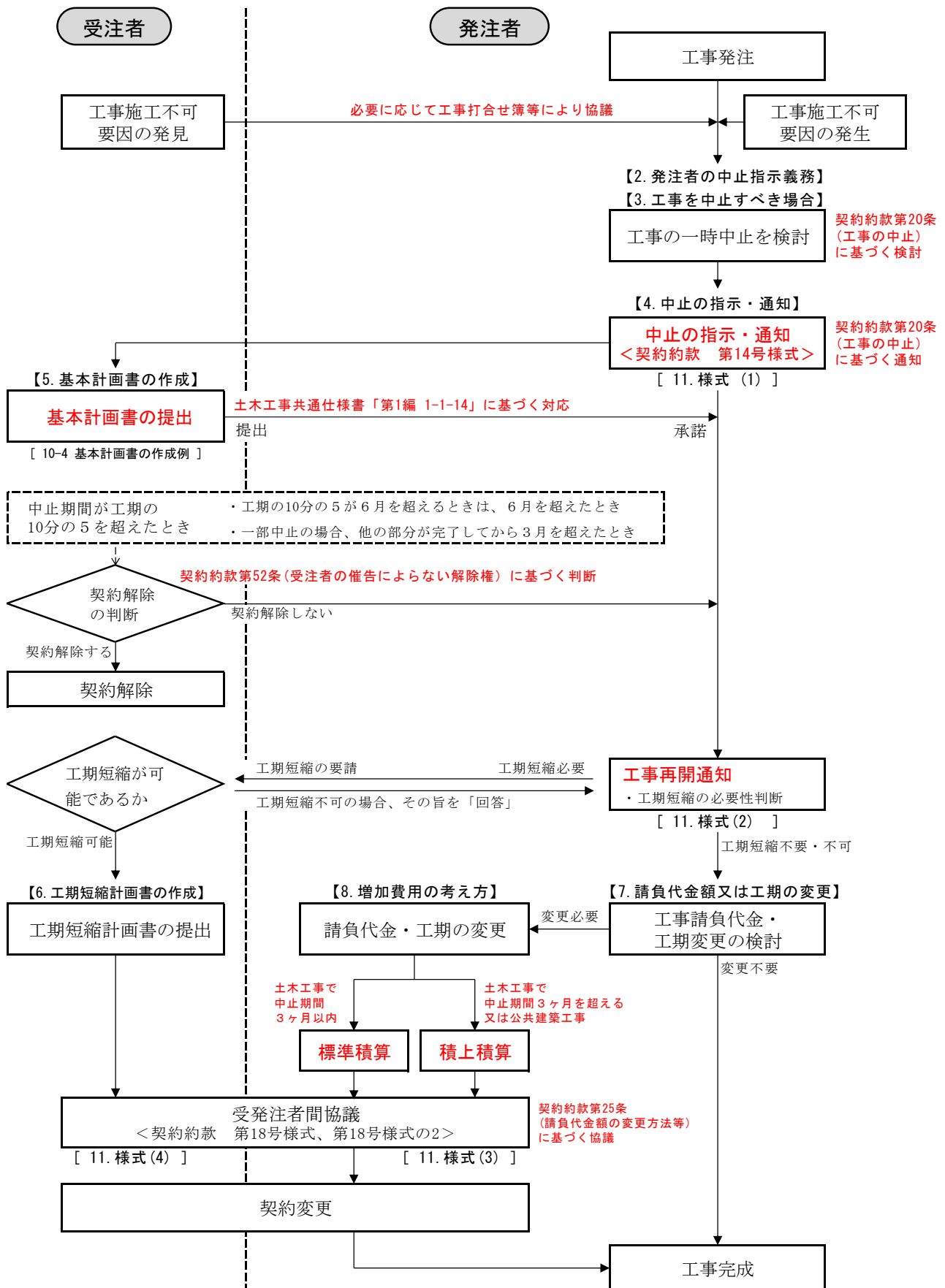
(令和3年4月 改定)

神奈川県 県土整備局

目 次

1. 工事の一時中止に係る基本フロー	1
2. 発注者の中止指示義務	2
3. 工事を中止すべき場合	2
4. 中止の指示・通知	3
5. 基本計画書の作成	4
6. 工期短縮計画書の作成	4
7. 請負代金額又は工期の変更	5
8. 増加費用の考え方	6
8-1 本工事施工中に中止した場合	6
8-2 工期短縮を行った場合（当初設計から施工条件の変更がない場合）	6
8-3 中止に伴う増加費用の算定	7
8-4 増加費用の積算	9
8-5 契約後準備工着手前に中止した場合	9
8-6 準備工期間に中止した場合	10
9. 増加費用の設計書及び事務処理上の扱い	10
10. 工事一時中止に伴う増加費用の取り扱いについて	11
10-1 工事一時中止の区分	11
10-2 全部一時中止と一部一時中止の積算内容の違い	12
10-3 請求の流れ及び適用範囲	13
10-4 基本計画書の作成例	18
10-5 積上げによる積算の請求書例	22
11. 様式	25
12. 神奈川県公共工事標準請負契約約款の抜粋	29
13. 土木工事共通仕様書の抜粋	32

1. 工事の一時中止に係る基本フロー



【 】 : 章 [] : 様式

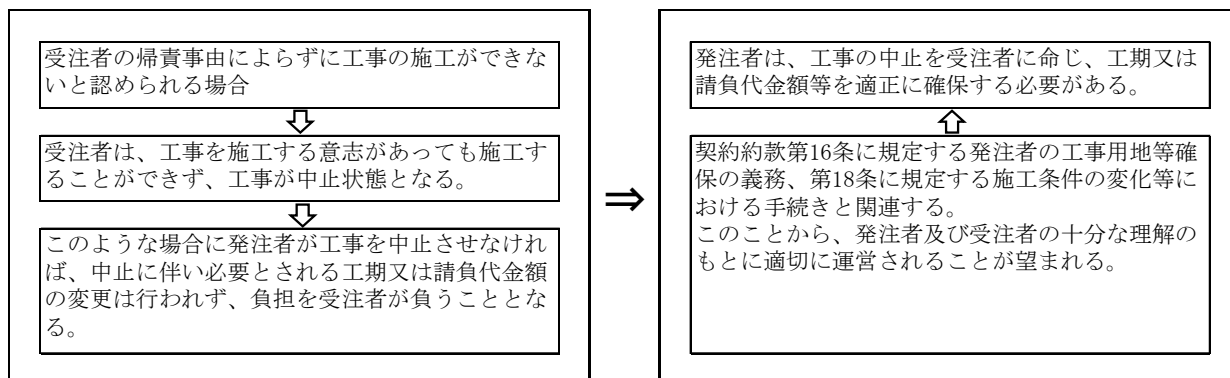
2. 発注者の中止指示義務

(1) 契約約款第 20 条

受注者の責に帰することができない事由により工事を施工できないと認められる場合には、発注者が工事の全部又は一部の中止を速やかに書面にて命じなければならない。

受注者は、工事施工不可要因を発見した場合、速やかに発注者と協議を行う。発注者は、必要があれば速やかに工事中止を指示する。

※以降の一時中止に係る事項については、全部又は一部中止とも同様の考えとする。



(2) 主任技術者及び監理技術者の取り扱い

- ・工事を全面的に一時中止している期間は、専任を要しない期間である。
- ・受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の変更が発生し、大幅な工期延期*となった場合は、技術者の途中交代が認められる。

【監理技術者制度運用マニュアル：国土交通省総合政策局】

※大幅な工期延期とは、契約約款（受注者の催告によらない解除権）第52条を準拠して、「延期期間が当初工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超える場合」を目安とする。

3. 工事を中止すべき場合

(1) 受注者の責に帰すことができない事由により工事を施工できないと認められる場合

「①工事用地等の確保ができない等のため受注者が工事を施工できないと認められるとき」と「②暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象であって受注者の責に帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため受注者が工事を施工できないと認められるとき」の2つが規定されている。【契約約款第 20 条】

① 工事用地等の確保ができない等のため工事を施工できない場合

- ・発注者の義務である工事用地等の確保が行われなため（契約約款第 16 条）施工できない場合
- ・設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため（契約約款第 18 条）施工を続けることが不可能な場合等

<公共建築工事>

- ・設計変更等により計画通知手続きが必要になり、工事の施工を止める必要がある場合
- ・同一現場内に建築、電気設備、機械設備等複数の工種の工事があり、一部の工事の契約が成立せず、他の契約済みの工事の施工ができない場合
- ・同一現場内に建築、電気設備、機械設備等複数の工種の工事があり、一部の工事で大幅な施工の遅延が生じ、他の契約済みの工事の施工ができない場合
- ・同一現場内に建築、電気設備、機械設備等複数の工種の工事があり、一部の請負者に倒産等の施工できない状況が発生し、他の契約済みの工事の施工ができない場合
 - ア) 会社体制が整い、工事が再開されるまで
 - イ) 前工事の検査等精算が済み、引き継ぐ次回工事の作業が始まるまで

② 自然的又は人為的な事象のため工事を施工できない場合

- ・「自然的又は人為的な事象」は、埋蔵文化財の発掘又は調査、反対運動等の妨害活動も含まれる。
- ・「工事現場の状態の変動」は、地形等の物理的な変動だけでなく、妨害活動を行う者による工事現場の占拠や著しい威嚇行為も含まれる。

(2) 発注者が必要があると認めるとき

上記の2つの規定以外にも、発注者が必要があると認めるときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。

※一時中止を指示する場合は、「施工できないと認められる状態」にまで達していることが必要であり、「施工できないと認められる状態」は客観的に認められる場合を意味する。

4. 中止の指示・通知

発注者は、工事を中止するにあたっては、中止対象となる工事の内容、工事区域、中止期間の見通し等の中止内容を受注者に通知しなければならない。【契約約款第20条】

また、工事現場を適正に維持管理するために、最小限必要な管理体制等の基本事項を指示することとする。

(1) 発注者の中止権

① 発注者は、「必要があると認められる」ときは、任意に工事を中止することができる。

※「必要があると認められる」か否か、中止すべき工事の範囲、中止期間については発注者の判断

② 発注者が工事を中止させることができるのは工事の完成前に限られる。

(2) 受注者による中止事案の確認請求

① 受注者は、受注者の責に帰すことができない工事施工不可要因を発見した場合は、工事の中止について発注者と協議することができる。

(3) 工事の中止期間

- ① 受注者は、中止期間が満了したときは、工事を再開することとなるが、通常、中止の通知時点では中止期間が確定的でないことが多い。
- ② このような場合、工事中止の原因となっている事案の解決にどのくらい時間を要するか実現可能な計画を立て、工事を再開できる時期を通知する必要がある。
- ③ そして、発注者は、施工一時中止している工事について施工可能と認めたときに工事の再開を指示しなければならない。
- ④ このことから、中止期間は、一時中止を指示したときから一時中止の事象が終了し、受注者が工事現場に入り作業を開始できると認められる状態になったときまでとなる。

5. 基本計画書の作成

- ・受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督員を通じて発注者に提出し、承諾を得るものとする。【土木工事共通仕様書 第1編 1-1-14】
※実際に施工着手する前の施工計画作成中及び測量等の準備期間中であっても、現場の維持・管理は必要であることから基本計画書を発注者に提出し、承諾を得るものとする。
- ・基本計画書の作成にあたっては、再開に備えての方策や一時中止に伴い発生する増加費用等について、受発注者間で確認し、双方の認識に相違が生じないようにする。
- ・一時中止期間の変更や工事内容の変更など基本計画書の内容に変更が生じる場合、受注者は変更計画書を監督員を通じて発注者に提出し、承諾を得るものとする。

<記載内容>

- ① 一時中止の概要
- ② 中止時点における現場状況
- ③ 中止期間中の体制
- ④ 工事現場の維持・管理に関する基本的事項
- ⑤ 中止した工事現場の管理責任に関すること
 - ・ 中止した工事現場の管理責任は、受注者に属するものとする。
 - ・ 受注者は、基本計画書において管理責任に係る旨を明らかにする。
- ⑥ 工事一時中止に伴う増加費用*
 - ※ 指示時点で想定している中止期間における概算金額を記載する。
 - 一部一時中止の場合には、概算費用の記載は省略できる。

6. 工期短縮計画書の作成

- ・発注者は一時中止期間の解除にあたり工期短縮を行う必要があると判断した場合は、受注者と工期短縮について協議し合意を図る。
- ・受注者は、発注者からの協議に基づき、工期短縮を行う場合はその方策に関する工期短縮計画書を作成し、発注者と協議を行う。
- ・協議にあたっては、工期短縮に伴う増加費用等について、受発注者間で確認し、双方の認識の相違が生じないようにする。

(1) 記載内容

- ① 工期短縮に必要となる施工計画、安全衛生計画等に関すること
- ② 短縮に伴う施工体制と短縮期間に関すること
- ③ 工期短縮に伴い、新たに発生する費用について、必要性や数量等の根拠を明確にした増加費用を記載

(2) 工期の変更

- ① 受注者は、発注者からの承諾を受けた工期短縮計画にのっとり施工を実施し、受発注者間で協議した工程の遵守に努める。
- ② 工期短縮に伴う増加費用については、工期短縮計画書に基づき設計変更を行う。

7. 請負代金額又は工期の変更

- ・ 工事を中止した場合において、「必要があると認められる」ときは、請負代金額又は工期が変更されなければならない。
 - ※ 「必要があると認められるとき」とは、客観的に認める場合を意味する。
- ・ 中止がごく短期間である場合、中止が部分的で全体工事の施工に影響がない等例外的な場合を除き、請負代金額及び工期の変更を行う。
- ・ 契約変更については、設計変更事務処理要領に基づき「工事等内容変更指示書」により変更内容を指示し、全体数量が確定した後に行うことがある。

(1) 請負代金額の変更

- ① 発注者は、工事の施工を中止させた場合に請負代金額の変更では填補し得ない受注者の増加費用、損害を負担しなければならない。
- ② 増加費用
 - ・ 工事用地等を確保しなかった場合
 - ・ 暴風雨の場合など契約の基礎条件の事情変更により生じたもの
- ③ 損害の負担
 - ・ 発注者に過失がある場合に生じたもの
 - ・ 事情変更により生じたもの
 - ※ 増加費用と損害は区別しないものとする。

(2) 工期の変更

- ① 工期の変更期間は、原則、工事を中止した期間が妥当である。
- ② 地震、災害等の場合は、取片付け期間や復興期間に長期を要す場合もある。
- ③ このことから、取片付け期間や復興に要した期間を含めて工期延期することも可能である。

8. 増加費用の考え方

8-1 本工事施工中に中止した場合

(1) 増加費用の適用

増加費用等の適用は、発注者が工事の一時中止（一部一時中止により工期延期となった場合を含む）を指示し、それに伴う増加費用等について受注者から請求があった場合に適用する。

(2) 増加費用の範囲

増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用、中止により工期延期となる場合の費用、工期短縮を行った場合の費用とする。

① 工事現場の維持に要する費用

- ・中止期間中において工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は現場常駐の従業員（専門職種を含む。以下同じ）を保持するために必要とされる費用等

② 工事体制の縮小に要する費用

- ・中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者又は現場常駐の従業員の配置転換に要する費用等

③ 工事の再開準備に要する費用

- ・工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者、現場常駐の従業員の転入に要する費用等

④ 中止により工期延期となる場合の費用

- ・工期延期となることにより追加で生じる社員等給与、現場事務所費用、材料の保管費用、仮設諸機材の損料等に要する費用等

⑤ 工期短縮を行った場合の費用

- ・工期短縮の要因が発注者に起因する場合、自然条件（災害等含む）に起因する場合の工期短縮に要する費用等
- ・工期短縮の要因が受注者に起因する場合は増加費用を見込まないものとする

※ 本工事とは、工事目的物又は仮設に係る工事

8-2 工期短縮を行った場合（当初設計から施工条件の変更がない場合）

(1) 増加費用の考え方

① 工期短縮の要因が発注者に起因するもの・・・・・・・・・・ 【増加費用を見込む】

ex. ・工種を追加したが工期延期せず当初工期のままとした場合

② 工期短縮の要因が受注者に起因するもの・・・・・・・・・・ 【増加費用は見込まない】

ex. ・工程の段取りにミスがあり、当初工程を短縮せざるを得ない場合

③ 工期短縮の要因が自然条件（災害等含む）に起因するもの・・・ 【増加費用を見込む】

ex. ・想定以上の悪天候により、当初予定の作業日数の確保が見込めず工期延期が必要であるが、何らかの事情により、工期延期ができない場合

・自然災害で被災^{*}を受け、一時作業ができなくなったが、工期延期をせず、当初工期の

まま施工する場合

※災害による損害については、契約約款第 30 条（不可抗力による損害）に基づき対応

（２）増加費用を見込む場合の主な項目の事例

- ① 当初昼間施工であったが、工種追加により夜間施工を追加した場合は、夜間施工の手間に要する費用。
- ② パーティー数を増加せざるを得ず、建設機械等の台数を増加させた場合に要する費用。
- ③ その他、必要と思われる費用。

※ 増加費用の内訳については、発注者と受注者で協議を行うものとする。

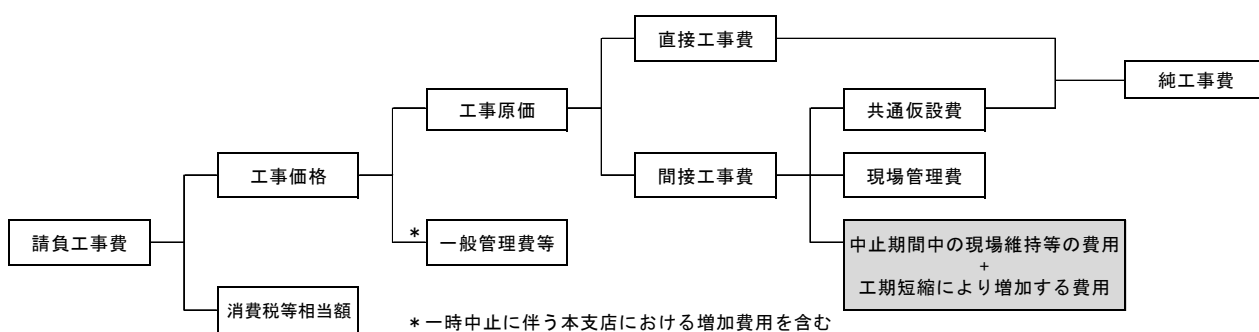
8-3 中止に伴う増加費用の算定

- ・ 増加費用の算定は、受注者が基本計画書に従って実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の明細書に基づき、費用の必要性・数量など受発注者間で協議して行う。
- ・ 増加費用の各構成費目は、原則として、中止期間中に要した費目の内容について積算する。再開以降の工事にかかる増加費用は、従来どおり設計変更で処理する。
- ・ 一時中止に伴い発注者が新たに受け取り対象とした材料、直接労務費及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更により処理する。

（１）増加費用等の構成

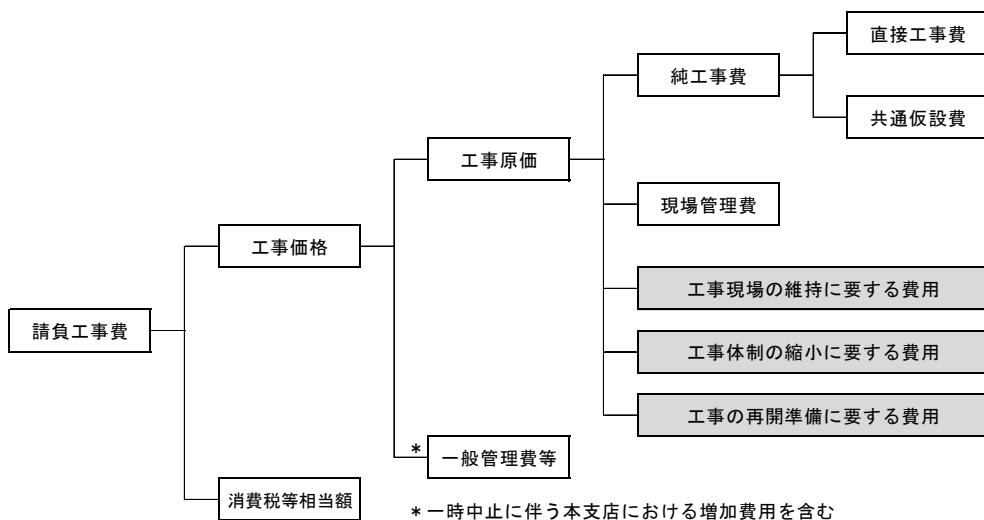
① 土木工事費の構成

中止期間中の現場維持等に要する費用は、工事原価内の間接工事費の中で計上し、一般管理費等の対象とする。



② 公共建築工事費の構成

増加費用の各構成費目は、原則として、中止期間中に要した費目の内容について積算する。



(2) 積上げ項目と率項目

土木工事において、標準積算により算定する場合、中止期間中の現場維持等に関する費用として積算する内容は、積上げ項目及び率項目とする。

① 積上げ項目

- ◇直接工事費、仮設費及び事業損失防止施設費における材料費、労務費、水道光熱電力等料金、機械経費で現場維持等に要する費用
- 直接工事費に計上された材料（期間要素を考慮した材料）及び仮設費に計上された仮設材等の中止期間中に係る損料額及び補修費用
- 直接工事費、仮設費及び事業損失防止施設費における項目で現場維持等に要する費用

② 率で計上する項目

- ◇運搬費の増加費用
 - 現場搬入済みの建設機械の工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用
 - 大型機械類等の現場内小運搬
- ◇安全費の増加費用
 - 工事現場の維持に要する費用
 - ※保安施設、保安要員の費用及び火薬庫、火工品庫の保安管理に要する費用
- ◇役務費の増加費用
 - 仮設費に係る土地の借り上げ等に要する費用、電力及び用水等の基本料金
- ◇営繕費の増加費用
 - 現場事務所、労務者宿舎、監督員詰所及び火薬庫等の営繕損料に要する費用
- ◇現場管理費の増加費用
 - 現場維持のために現場へ常駐する社員等従業員給料手当及び労務管理費等に要する費用

8-4 増加費用の積算

増加費用は、原則、工事目的物又は仮設に係る工事の施工着手後を対象^{注)}に算定することとする。ただし、土木工事で中止期間3ヶ月*以内は土木工事標準積算基準に基づく標準積算により算定し、土木工事で中止期間が3ヶ月を超える場合、道路維持工事又は河川維持工事のうち経常的な工事である場合など標準積算によりがたい場合および公共建築工事は、受注者から増加費用に係る見積を求め、受発注者間で協議を行い増加費用を算定する。

- 注) ・増加費用の算定(請負代金額の変更)は、施工着手後を原則とし、施工着手前の増加費用に関する受発注者間のトラブルを回避するため、契約図書に適切な条件明示(用地確保の状況、関係機関との協議状況など、工事着手に関する条件)を行うとともに、施工計画打合せ時に、現場事務所の設置時期などを確認し、十分な調整を行うこと。
- ・標準積算は工事全体の一時中止(主たる工種の一部一時中止により工期が延期となった場合を含む)に適用し、道路維持工事又は河川維持工事のうち経常的な工事である場合、及び一時中止期間が3ヶ月を超える場合は適用不可
 - ・標準積算によりがたい場合は、別途、見積による積上げ積算とする。

※標準積算の適用範囲は、積算基準策定時に検証したケースが3ヶ月程度までであることから、「中止期間3ヶ月以内」としている。見積を求める場合、中止期間全体にかかる見積(例えば 中止期間4ヶ月の場合、4ヶ月分の見積)を徴収する。

8-5 契約後準備工着手前に中止した場合

- ・契約後準備工着手前とは、契約締結後で、現場事務所・工事看板が未設置、材料等が未搬入の状態で測量等の準備工に着手するまでの期間をいう。
- ・発注者は、上記の期間中に、準備工又は本工事の施工に着手することが不可能と判断した場合は、工事の一時中止を受注者に通知する。

(1) 基本計画書の作成

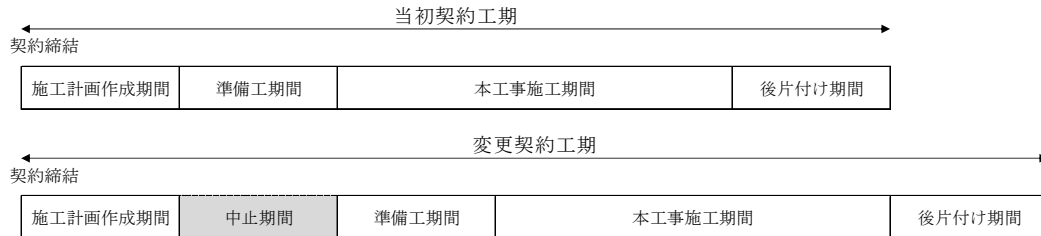
- ・契約約款の工事用地の確保等第16条2項に「受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない」とある。
- ・このことから、受注者は必要に応じて、「工事現場の維持・管理に関する基本的事項」を記載した基本計画書を発注者に提出し、承諾を得る。

(2) 増加費用

一時中止に伴う増加費用は計上しない。

8-6 準備工期間に中止した場合

- ・準備工期間とは、契約締結後で現場事務所・工事看板を設置し、測量等の本工事施工前の準備期間をいう。
- ・発注者は、上記の期間中に、本体工事に着手することが不可能と判断した場合は、工事の一時中止を受注者に通知する。



(1) 基本計画書の作成

- ・受注者は、「工事現場の維持・管理に関する基本的事項」を記載した基本計画書に必要な応じて概算費用を記載*した上で、その内容について発注者と協議し同意を得る。
- ※ 概算費用は、請求する場合のみ記載する。
- ※ 概算費用は、参考値であり契約時点の費用を拘束するものではない。

(2) 増加費用

- ・増加費用の適用は、受注者から請求があった場合に適用する。
- ・増加費用は安全費（工事看板の損料）、営繕費（現場事務所の維持費、土地の借地料）及び現場管理費（監理技術者もしくは主任技術者、現場代理人等の現場従業員手当）等が想定される。
- ・増加費用の算定は、受注者が「基本計画書」に基づき実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の「明細書」に基づき、費用の必要性・数量など受発注者が協議して決定する。
(積算は受注者から見積を求め行う。)

9. 増加費用の設計書及び事務処理上の扱い

(1) 増加費用の設計書における取扱い

- ・増加費用は、中止した工事の設計書の中に「中止期間中の現場維持等の費用」として原契約の請負工事費とは別計上する。
- ・ただし、設計書上では、原契約に係る請負工事費と増加費用の合算額を請負工事費とみなす。

(2) 増加費用の事務処理上の取扱い

- ・増加費用は、原契約と同一の予算費目をもって、設計変更の例にならない、契約変更するものとする。
- ・増加費用は、受注者の請求があった場合に負担する。
- ・増加費用の積算は、工事再開後速やかに受発注者が協議して行う。

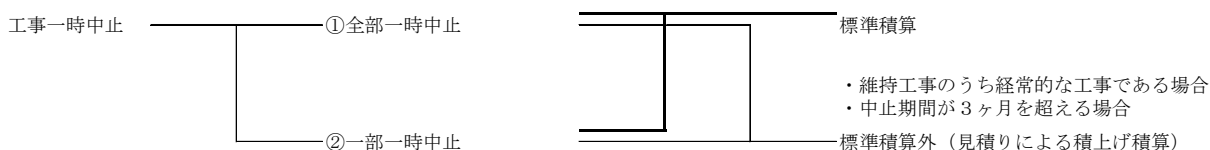
10. 工事一時中止に伴う増加費用の取り扱いについて

10-1 工事一時中止の区分

(1) 全部一時中止と一部一時中止の違い

契約約款（第20条）では、工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨等、自然的又は人為的な事象であって、受注者の責に帰すことができないものにより、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知することとされている。

工事の一時中止には、①工事の全部を中止する場合（全部一時中止）、②工事の一部を中止する場合（一部一時中止）があり、契約上の取扱いや増加費用の計上方法が異なる。



(2) 一部一時中止の場合の増加費用について

中止がごく短期間である場合、中止が部分的で全体工事の施工に影響がない等例外的な場合を除き、請負金額及び工期の変更を行う。

区分	全部一時中止 (工事全体の中止)	一部一時中止
中止の範囲	工事範囲全体	工事範囲において工事が施工できない部分（中止の通知の際に図面に中止箇所を図示）
技術者の選任	工事を全面的に一時中止している期間は専任を要しない。	工事施工期間は専任が必要。
契約解除できる時期 (契約約款 52 条)	中止期間が工期の10分の5を超えると き。（工期の10分の5が6ヶ月を超え るときは6ヶ月）	中止部分を除いた他の部分の工事が完了 した後、3ヶ月を経過しても、なおその 中止が解除されないとき。
工期変更	原則として、中止期間分を工期延期する ことが考えられる。	一部一時中止に伴う影響期間について工 期延期する。

10-2 全部一時中止と一部一時中止の積算内容の違い

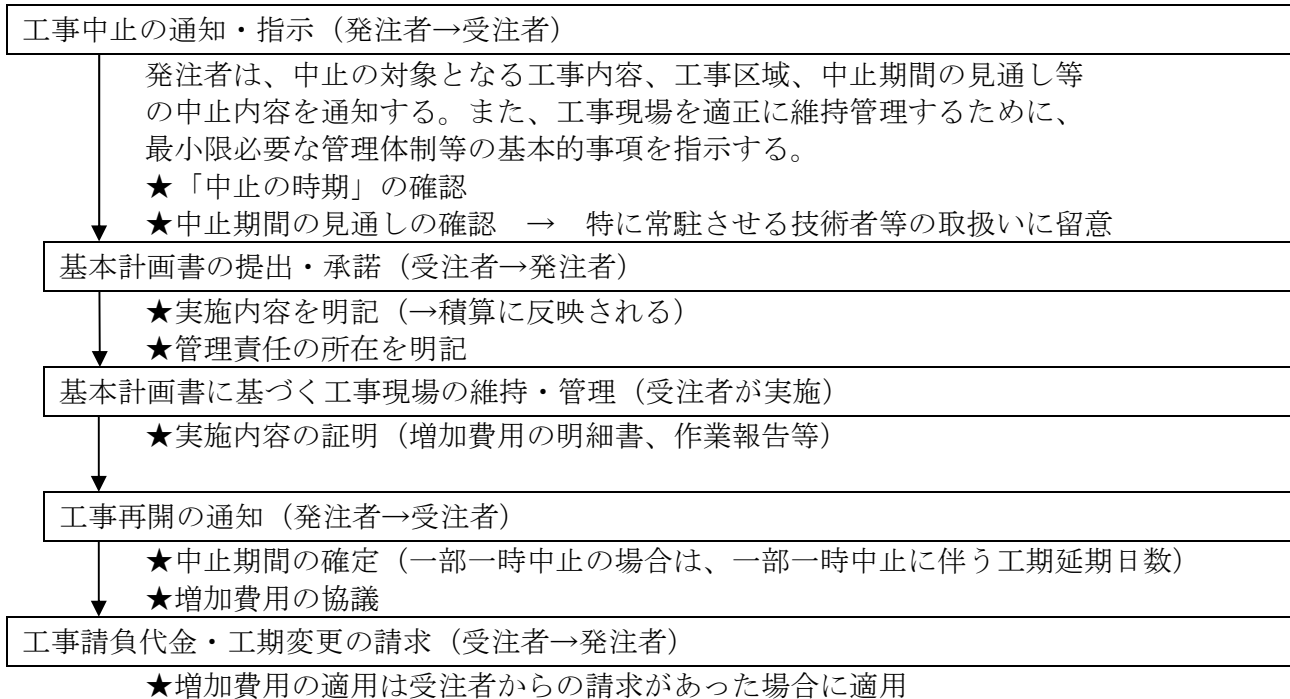
区分	中止期間が3ヶ月以内の場合 ⇒標準積算	中止期間が3ヶ月を超える場合 ⇒全て積上げ積算
(工事全体の中止) 全部一時中止	<p>○率計上項目は、標準積算（率計上）とする。（社員等給与、現場事務所費用等） ※標準積算の率計上項目の対象日数は「中止期間のN」を用いる。</p> <p>○率計上項目以外は積上げ積算する。（材料の保管費用、仮設諸機材の損料等） ※積上げ積算の対象期間は「中止期間」とする。</p>	<p>○全ての増加費用を積上げ積算する。（社員等給与、現場事務所費用等+ 材料の保管費用、仮設諸機材の損料等） ※積上げ積算の対象期間は「中止期間」とする。</p>
一部一時中止	<p>①率計上項目は、標準積算（率計上）する。（社員等給与、現場事務所費用等） ※標準積算の率計上項目の対象日数は「工事延期期間N'」を用いる。</p> <p>②率計上項目以外は積上げ積算する。（材料の保管費用、仮設諸機材の損料等） ※積上げ積算の対象期間は「中止期間」とする。</p>	<p>③全ての増加費用を積上げ積算する。（社員等給与、現場事務所費用等+ 材料の保管費用、仮設諸機材の損料等） ※積上げ積算の対象期間は「中止期間」とする。</p>

※ 工期延期により工期が出水期にかかってしまった場合：出水期間における現場維持等に
必要な費用（仮設費用、運搬費用、現場巡視等）は設計変更により計上する。

10-3 請求の流れ及び適用範囲

(1) 請求の流れ

★は留意事項



(2) 中止時期による対応

		中止の時期		
		契約後準備工着手前	準備工期間	本工事施工中
中止期間	～3ヶ月以内	<p>契約締結後で、現場事務所・工事看板が未設置、材料等が未搬入の状態での準備工に着手するまでの期間</p> <p>増加費用は計上しない。</p> <p>※全部中止の場合は技術者の専任の解除</p> <p>※中止期間が工期の1/2（6ヶ月）を超えた場合等は契約の解除権が発生</p>	<p>積上げ積算</p> <p>※次頁項目について費用の明細書に基づき受発注者間協議</p> <p>【積算例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○安全費 ・工事看板損料 ○営繕費 ・現場事務所の維持費 ・土地の借地料 ○現場管理費 ・現場従業員手当等が想定される 	<p>標準積算、または、積上げ積算</p> <p>注1) 全部中止の場合に適用（主たる工種の一部一時中止により工期延期になった場合を含む）</p> <p>注2) 経常的な維持工事等は全て積上げ</p>
	3ヶ月を超える			<p>積上げ積算</p> <p>※次頁項目について費用の明細書に基づき受発注者協議</p>

※増加費用の算定は、受注者が作成する「基本計画書」に従って実施した結果、実施に要した工事現場の維持費用の「明細書」に基づき、官積算をするものとする。なお、費用の必要性・数量などは発注者・受注者が協議して決定するものとする。

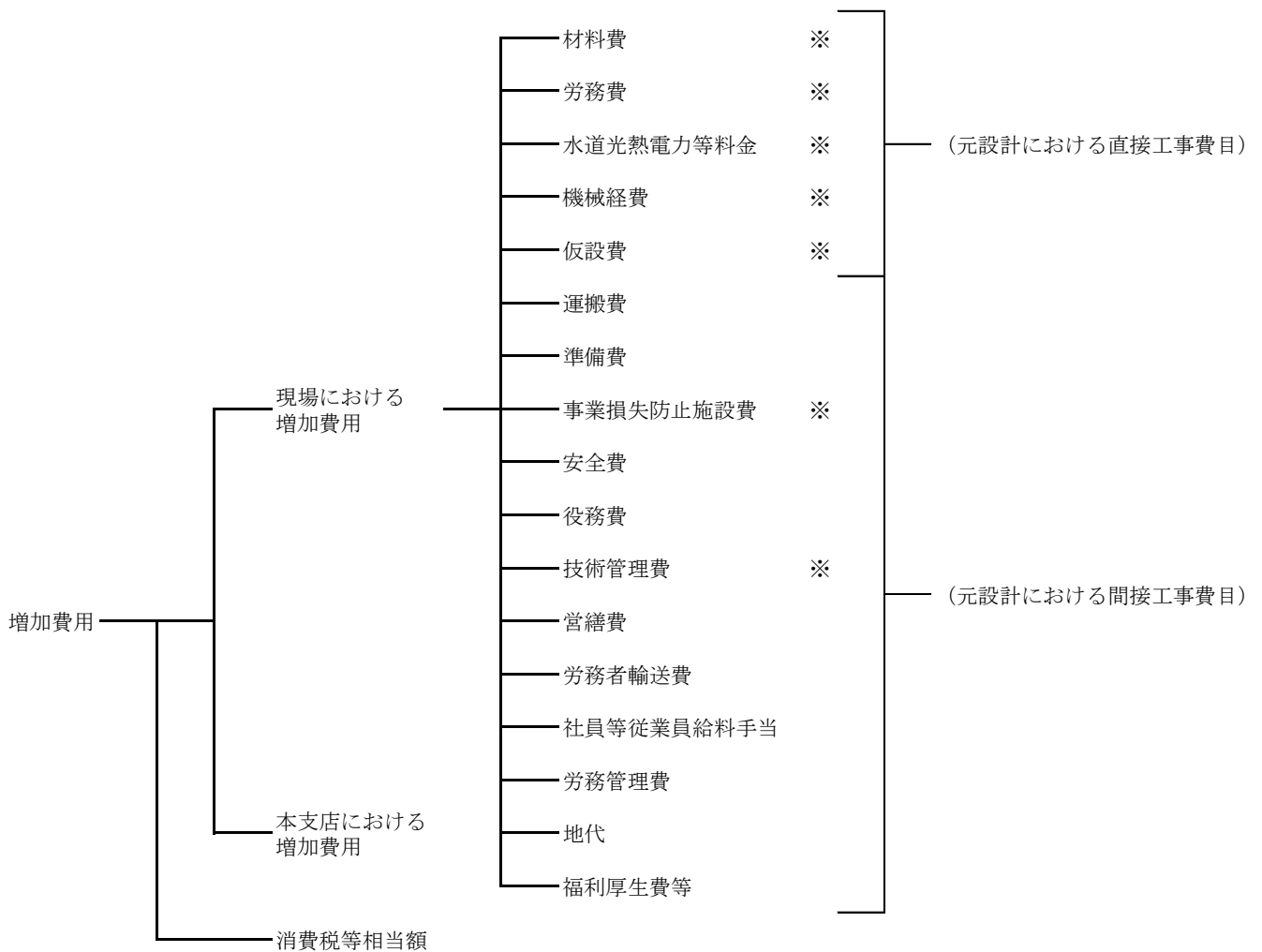
(3) 増加費用の範囲

① 現場維持に要する費用

- ・ 工事現場の維持に要する費用
- ・ 工事体制の縮小に要する費用
- ・ 工事の再開・準備に要する費用
- ・ 中止により工期延期となる場合の費用
- ・ 工期短縮を行った場合の費用

② 本支店における増加費用・・・一般管理費として計上される

(4) 増加費用の構成費目



※ 積上げ項目

(5) 増加費用の費目と内容

1) 現場における増加費用【積上げ又は率により計上】

イ 材料費

① 材料の保管費用

工事を中止したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を、発注者が倉庫等（受注者が工事現場に設置したものを除く。）へ保管する必要があると認めた場合の倉庫保管料及び入出庫手数料

② 他の工事現場へ転用する材料の運搬費

工事を中止したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を、発注者が他の工事現場等に転用する必要があると認めた場合の当該材料の運搬費

③ 直接工事費に計上された材料の損料等

元設計において期間要素を考慮して計上されている材料等の中止期間に係る損料額及び補修費用

ロ 労務費

① 工事現場の維持等に必要な労務費

作業を伴わない作業員の労務費は、原則として計上しない。ただし、必要な作業員を確保しておくべき特別の事情があり、受発注者協議により工事現場に労務者を常駐させた場合にはその費用

② 他職種に転用した場合の労務費差額

工事現場の保安等のために、受発注者協議により工事現場に常駐させた、トンネル・潜函工などの特殊技能労働者が職種外の普通作業等に従事した場合における本来の職種と、従事した職種の発注者の設計上の単価差額の費用

ハ 水道光熱電力等料金

工事現場に設置済の施設を工事現場の維持等のため、発注者が指示し、あるいは受発注者協議により中止期間中稼動（維持）させるために要する水道光熱電力等に要する費用

ニ 機械経費

① 工事現場に存置する機械の費用

現場搬入済の機械のうち元設計に個別計上されている機械と同等と認められるものに関する次の費用

a 工事現場の維持のため存置することが必要であること、又は搬出費及び再搬入費（組立て、解体費を含む。）が存置する費用を上回ること等により、発注者が工事現場に存置することを認めた機械等の現場存置費用（組立て・解体費、賃料・損料、管理費を含む。）

b 発注者が工事現場の維持等のため必要があると認めて指示した機械の運転費用

ホ 仮設費

① 仮設諸機材の損料

現場搬入済の仮設材料、設備等のうち、元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同様と認められる仮設諸機材の中止期間に係る損料及び維持補修の増加費用

② 新たに必要となった工事現場の維持等に要する費用

元設計には計上されていないが、中止に伴う工事現場の維持等の必要上、発注者が新たに指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めた仮設等に要する費用（補助労力を

含む。)

- ③ 工期延期となることにより追加で生じる仮設諸機材の損料等に要する費用

へ 運搬費

- ① 工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用

中止時点で現場搬入済の機械器具類及び仮設材等のうち発注者が元設計に計上されたものと同等と認めたものを一定の範囲の工事現場外に搬出し又は一定の範囲から工事現場に再搬入する費用

- ② 大型機械類等の現場内運搬

元設計に計上した機械類，資材等のうち，工事が中止されたために，新たに工事現場内を移動させることを発注者が指示し、あるいは、受発注者協議により発注者が必要と認めた大型の機械，材料，仮設物等の運搬費用

ト 準備費

別費目で積算している現場常駐の従業員又は労務者をもって充てる通常の準備作業を超える工事現場の跡かたづけ、再開準備のために諸準備・測量等で、発注者が指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めたものに係る準備費用

チ 事業損失防止施設費

仮設費に準じて積算した費用

リ 安全費

- ① 既存の安全設備に係る費用

中止以前に工事現場に設置済の安全設備等のうち、原則として元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる、安全設備等の中止期間に係る損料及び維持補修の費用

- ② 新たな工事現場の維持等に要する安全費

元設計には計上されていないが、中止に伴い、工事現場の安全を確保するため、発注者が新たに指示し、あるいは、受発注者協議により発注者が必要と認めた安全管理に要する費用（保安要員費を含む。）

ヌ 役務費

- ① プラント敷地、材料置場等の敷地の借上げ料

元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるプラント敷地及び材料置場等の敷地の中止期間に係る借上げ、解約などに要した増加費用

- ② 電力水道等の基本料

元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる電力・用水設備等に係る中止期間中の基本料

ル 技術管理費

原則として増加費用は計上しないものとする。ただし、現場搬入済の調査・試験用の機器、技術者等で元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるものがある場合には、仮設費に準じて積算した費用

ヲ 営繕費

中止以前に工事現場に設置済みの営繕施設のうち元設計において期間要素を考慮して計上されたものと同等と認められる営繕施設の中止期間に係る維持費、補修費及び損料額又は営

繕費、労務者輸送費を一体化して直接工事費等に対する割掛率で計上している工事における中止期間中の維持費、補修費、損料額及び労務者輸送に要する費用

ワ 労務者輸送費

元設計が、営繕費、労務者輸送費を区分して積算している場合において受発注者協議により工事現場に常駐する労務者及び近傍の工事現場等に転用させると認められた労務者を一括通勤させる場合の通勤費用

カ 社員等従業員給料手当

中止期間中等の工事現場の維持等のために、受発注者協議により定めた次の費用

- ① 元請・下請会社の現場常駐の従業員（機械、電気設備の保安に係るものを含む。）に支給する給料手当の費用
- ② 中止時点で現場に常駐していた従業員を工事現場の維持体制に縮小するまでの間に従業員に支給する給料手当の費用
- ③ 工事現場の維持体制から再開する体制に移行するまでの間、現場常駐の従業員に支給する給料手当の費用
- ④ 工期延期となることにより追加で生じる現場常駐の従業員に支給する給料手当の費用

コ 労務管理費

- ① 他の工事現場へ転出入する労務者の転出入に要する費用

中止によって遊休となった労務者のうち、当該工事現場に専従的に雇用された労務者（通勤者も含む。）を一定の範囲に転出又は一定の範囲から復帰のため転入するのに必要な旅費及び日当等の費用。なお、専従的に雇用されていた者とは元請会社直庸又は専属下請会社が直接賃金を支給しており、かつ当該工事現場に相当長期間の契約で常駐的に雇用されていることが貸金台帳等で確認できるような者（以下「専従的労務者」という。）（通勤者も含む。）とする。

- ② 解雇・休業手当を払う場合の費用

受発注者協議により適当な転入工事現場を確保することができないと認めた専従的労務者を解雇・休業するために必要な費用

ク 地代

現場管理費の内、営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等として現場管理費率の中に計上されている地代の中止期間中の費用

ケ 福利厚生費等

現場管理費の内、現場常駐の従業員に係る退職金、法定福利費、福利厚生費、通信交通費として現場管理費率の中に計上されている費用の中止期間中の費用

2) 本支店における増加費用

中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用

3) 消費税等相当額

現場及び本支店における増加費用に係る消費税に相当する費用

10-4 基本計画書の作成例

(提出)

(発注者)	殿	年 月 日
	受注者 住所	
	氏名	
中止期間中の維持・管理に関する基本計画書について (提出)		
令和 年 月 日付けで、一時中止の通知があった下記工事について、別紙のとおり中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を提出します。		
1 工事名		
2 工事場所		
(備考) 責任者及び担当者の氏名並びに連絡先(電話番号)を記載した場合は、押印を省略することができます。		

令和〇〇年度 〇〇〇工事 県単（その〇）

中止期間中の維持・管理に関する
基本計画書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇株式会社

目次

1. 工事一時中止の概要
2. 中止時点における現場状況
3. 中止期間中の体制
4. 工事現場の維持・管理に関する基本的事項
5. 中止した工事現場の管理責任に関すること
6. 中止に伴う概算増加費用

1. 工事一時中止の概要

- (1) 工事一時中止予定期間
- (2) 中止理由
- (3) 工事中止場所

2. 中止時点における現場状況

- (1) 中止する工種の出来形
- (2) 労働者又は技術職員の体制、労働者数、搬入材料、建設機械器具等

3. 中止期間中の体制

中止期間中の体制は以下のとおりです。

- ・現場代理人…常駐
- ・監理技術者…非専任
- ・施工担当者…代理人及び監理技術者が対応できない業務が発生した場合、監督員と協議のうえ、社員を配置する。

また、別紙現場組織表・安全衛生管理組織に記載した担当者は、担当を解除せず、業務が発生した都度、役割を果たすものとする。

現場作業が無い、又は、非専任の場合は、給与等の請求はできない。

4. 工事現場の維持・管理に関する基本的事項

1) 現場点検の実施

一般者及び歩行者が円滑に通行できるよう、1日1回以上の現場点検を実施する。不具合発生時には、監督員に報告するとともに、緊急処置のできる体制を整えておく。

2) 緊急時の対応

震度4以上の地震発生時及び台風や積雪等による警報発令時には、現場点検を実施するとともに、別紙による緊急時の体制を築き、災害に対する対応・災害防止のための処置をとるものとする。

3) 中止期間中の実施作業

中止解除（現場着工）時に円滑に工事が実施できるように、下記業務を実施する。

①現地調査

工事区間内の現状について、測量及び地下埋設物件等の調査を行い、変更の必要が生じた場合、監督員と協議する。

②試験掘の立会

企業者の試験掘に対し、すべて立会い埋設箇所の確認を行う。

③施工計画書の作成

現場着工に向けた施工計画書の作成を行い、監督員の承認を得る。

④道路調整会議の出席

⑤道路工事等協議書の作成

現場着工に向けた道路工事等協議書を作成する。

5. 中止した工事現場の管理責任に関すること

一時中止した工事現場の管理責任は、原則として弊社が負うものです。

6. 中止に伴う概算増加費用

(参考値) 〇〇〇、〇〇〇円

(承諾)

年 月 日

(受注者) 殿

発注者

印

中止期間中の維持・管理に関する基本計画書 (承諾)

令和 年 月 日付で、提出された下記工事の中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を承諾します。

1 工事名	
2 工事場所	

10-5 積上げによる積算の請求書例

(1) 増加費用の見積書例

工事一時中止に伴う増加費用等の見積もり	
工事名	令和○年度 ○○工事 県単（その○）
工事場所	○○市○○地先
当初工期	令和○○年○○月○○日から令和○○年○○月○○日
一時中止期間	令和○○年○○月○○日から令和○○年○○月○○日
当初契約金額	¥○○○,○○○,○○○
税抜契約金額	¥○○○,○○○,○○○
増加金額	¥3,802,464
税抜き増加金額	¥3,456,786
○○○株式会社 ○○支店	

工事一時中止に伴う増加費用等の見積もり

工事件名	令和○年度 ○○工事 県単（その○）						
	項目	規格	単位	数量	単価	金額	適用
現場管理費			式	1			
・従業員給料手当			式	1		3,094,486	
現場代理人			月	4.3	506,809	2,179,279	資料1
監理技術者			月	1.3	704,005	915,207	資料1
・福利厚生費			式	1		35,498	資料2
・事務用品費			式	1		50,935	資料2
・通信交通費			式	1		112,835	資料2
・現場事務所費			式	1		163,032	資料2
計						3,456,786	

■見積りに対する妥当性の確認が出来る証明書類の提出が必要

例えば)

- (1) 現場代理人等の給料について
 - ① 当該現場での作業内容
 - ② 給与等の内訳書
 - ③ 給与明細等の資料
- (2) 福利厚生費、通信交通費、営繕費について
 - ① 経費別支払調書
 - ② 事務用品の証明書類の提出
 - ③ 経費支払い集計調書

■妥当性の確認ができた項目を積上げる

(例では、全て確認出来た場合、1,000円未満を切り捨てた3,456,000円を増加費用として計上)

※ 設計変更する変更契約金額は、落札比率を乗じること

(2) 増加費用の見積もりによる場合の根拠資料例

① 現場代理人等給料について [資料 1]

■ 当該現場での作業内容

中止期間中間報告 ○月 総括表

月	日	曜日	作業の内容
○年	1	金	工事の一時中止指示
○月	2	土	
	3	日	
	4	月	現地調査(現地測量)
	5	火	現地調査(現地測量)
	6	水	現地調査(現地測量)
	7	木	現地調査(現地測量)
	8	金	現地調査(現地測量)
	9	土	
	10	日	
	11	月	現地調査(現地測量)
	12	火	現地調査(現地測量)
	13	水	現地調査(支障物等の確認)
	14	木	現地調査(支障物等の確認)
	15	金	現地調査(支障物等の確認)
	16	土	
	17	日	
	18	月	現地調査(支障物等の確認)
	19	火	現地調査(支障物等の確認)
	20	水	現地調査(支障物等の確認)
	21	木	現地調査(試掘の立会)
	22	金	現地調査(試掘の立会)
	23	土	
	24	日	
	25	月	現地調査(現地照査)
	26	火	道路調整会議(占有企業者)
	27	水	構造物位置の確認(現地照査)
	28	木	構造物位置の確認(現地照査)
	29	金	構造物位置の確認(現地照査)
	30	土	
	31	日	

○○○(株) ○○支店

現場着手の目処が立ったことから、○月に変更基本計画書を提出し、監理技術者を専任に変更した。

■ 給与等の内訳書

工事中止に伴い、監理技術者の専任を解除。工事再開の約1ヶ月前から専任を再開。
(別途変更基本計画書を提出)

月別給与支給明細書

【現場代理人 ○○ ○○】

	給与	超勤手当	賞与配賦金	給与手当小計
○月	369,900	110,147	102,825	582,872
○月	369,900	0	102,825	472,725
○月	369,900	23,725	102,825	496,450
○月	369,900	5,932	102,825	478,657
○月(9日分)	109,103	753	38,717	148,573
合計	1,588,703	140,557	450,717	2,179,277
対象期間平均	369,466	32,688	104,655	506,809

【監理技術者 ○○ ○○】

	給与	超勤手当	賞与配賦金	給与手当小計
○月				
○月				
○月	523,600	0	180,937	704,537
○月(9日分)	158,139	0	52,530	210,669
合計	681,739	0	233,467	915,206
対象期間平均	524,415	0	179,590	704,005

■ 給与明細等の資料

(各月の給与明細書、前年の源泉徴収票等)

令和 ○年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所 氏名	氏名	居住票番号
支払者	住所又は居所 氏名	氏名	居住票番号
支払金額	控除の額	給与所得金額	
給与・賞与	給与所得の控除額 退職金等の控除額 社会保険料等の控除額 生命保険料の控除額 損害保険料特別控除額 居住費特別控除額 医療費特別控除額	給与所得の金額 (247,733)	
控除の額			
源泉徴収税額			
支払者	住所又は居所 氏名	氏名	居住票番号

② 福利厚生費、通信交通費、営繕費について [資料 2]

■経費別支払調書 (令和〇〇年 〇月分)

税抜き金額				
項目	細別	支払先	金額	備考
事務用品費				
	コピー代	〇〇〇 (株)	37,000	
通信交通費				
	連絡車	(株) 〇〇	26,300	
現場事務所				
	レンタルハウス	〇〇 (株)	38,000	
合計			101,300	

■事務用品費の証明書類の提出 (請求書の例)

■経費支払い 集計調書

	福利厚生費	事務用品費	通信更新費	現場事務所
〇月	7,850		26,300	38,000
〇月			26,300	38,000
〇月	27,648		26,300	38,000
〇月		37,000	26,300	38,000
〇月 (9日分)		13,935	7,635	11,032
合計	35,498	50,935	112,835	163,032

1 1. 様式

(1) 中止の指示、通知 : 工事の全部又は一部の施工の一時中止について
(神奈川県公共工事標準請負契約約款の運用基準 第14号様式)

第14号様式 (用紙 日本産業規格A4縦長型)

年 月 日

殿

発注者

印

工事の全部又は一部の施工の一時中止について

次のとおり工事の全部又は一部の施工を一時中止したいので、工事請負契約書第20条第1項(第2項)の規定により通知します。

1 工事名	
2 工事場所	
3 契約年月日	年 月 日
4 工事施工の中止内容	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center;"><p>記載内容</p><ul style="list-style-type: none">・中止対象となる工事の内容・工事区域・中止期間の見通し・工事現場の維持管理体制 (工事現場を適正に維持するために、最小限必要な管理体制等の基本事項)</div>

(2) 一時中止した工事の再開について

年 月 日

(受注者) 殿

発注者

印

一時中止した工事の再開について

工事請負契約書第 20 条第 1 項（第 2 項）に基づき、一時中止した下記工事について、工事の再開を通知します。

1 工事名	
2 工事場所	
3 工事再開日	年 月 日

(3) 請負代金額の変更について

(神奈川県公共工事標準請負契約約款の運用基準 第18号様式)

第18号様式 (用紙 日本産業規格A4縦長型)

年 月 日

(受注者) 殿

発注者

印

請負代金額の変更について

次のとおり請負代金額を変更する必要があるため、工事請負契約書第25条第1項(第2項)の規定により通知します。

1 工 事 名	
2 工 事 場 所	
3 契 約 年 月 日	年 月 日
4 工 期	年 月 日から 年 月 日まで
5 現 請 負 代 金 額	
6 変更予定請負代金額 変更請負代金額	
7 協 議 開 始 日	年 月 日
8 変 更 事 由	

注 1 約款第1項の協議が整わない場合の変更請負代金額の通知の場合は、項目6は変更請負代金額を記載する。

2 約款第2項の協議開始の日の通知の場合は、項目6は変更予定請負代金額を記載する。

(4) 請負代金額の変更協議について

(神奈川県公共工事標準請負契約約款の運用基準 第18号様式の2)

第18号様式の2 (用紙 日本産業規格A4縦長型)

年 月 日

(発注者) 殿

受注者 住所

氏名

請負代金額の変更協議について

次のとおり請負代金額を変更する必要があるため、工事請負契約書第25条第2項の規定により協議開始の日を通知します。

1 工 事 名	
2 工 事 場 所	
3 契 約 年 月 日	年 月 日
4 工 期	年 月 日から 年 月 日まで
5 現 請 負 代 金 額	
6 変 更 予 定 請 負 代 金 額	
7 協 議 開 始 日	年 月 日
8 変 更 事 由	

(備考) 責任者及び担当者の氏名並びに連絡先(電話番号)を記載した場合は、押印を省略することができる。

12. 神奈川県公共工事標準請負契約約款の抜粋

(工事の中止)

第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事用地の確保等)

第16条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を、受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

(条件変更等)

第 18 条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）
- (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと
- (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと
- (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと

2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後⑭日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果において第 1 項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

- (1) 第 1 項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの
発注者が行う。
- (2) 第 1 項第 4 号又は第 5 号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの
発注者が行う。
- (3) 第 1 項第 4 号又は第 5 号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの
発注者と受注者とが協議して発注者が行う。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(請負代金額の変更方法等)

第25条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(受注者の催告によらない解除権)

第52条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

1 3. 土木工事共通仕様書の抜粋

1-1-1-14 工事の一時中止

1. 一般事項

発注者は、契約書第 20 条の規定に基づき以下の各号に該当する場合には、あらかじめ受注者に対して通知した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。

なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、第 1 編 1-1-1-42 臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。

- (1) 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適當または不可能となった場合
- (2) 関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適當と認めた場合
- (3) 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適當または不可能となった場合

2. 発注者の中止権

発注者は、受注者が契約図書に違反しまたは監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を受注者に通知し、工事の全部または一部の施工について一時中止させることができる。

3. 基本計画書の作成

前 1 項及び 2 項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督員を通じて発注者に提出し、承諾を得るものとする。また、受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。